





## 第6 証明資料の作成等

競争参加資格を有することを証明するため、第2に留意のうえ、証明資料を次のとおり作成し、提出すること。（※提出方法は、第3の5による。）

なお、作成に当たっては、下表によるほか、別添「証明資料作成における注意事項」を参照すること。

証明事項	提出様式	添付資料
1 表紙	別記様式1	—
2 企業に対する要件等	— — (1) 総合評定値(P点)	別記様式2 •総合評定値通知書の写し（審査基準日がH25.10.1～H26.9.30の間で直近のもの。）
3 配置予定技術者に対する要件等		
(1) 保有する資格等		
4 本店等所在地	(1) 建設業法に基づく本店等の所在地	別記様式3 •免許(監理技術者資格者証)等の写し •健康保険被保険者証の写し等 —
5 建設業法に基づく経営事項審査		
(1) 有効な経営事項審査等	(別記様式2)	・直近の総合評定値通知書の写し

※1 添付資料については、上記のほか、競争参加資格の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。

※2 提出様式(別記様式1、別記様式2、別記様式3)を提出しない場合(未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む)には、競争参加資格がないものとして取扱い、入札を無効とする。

※3 提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、入札を無効とする。

※4 添付資料は、兼ねることができる。

※5 提出するファイルの保存形式は、PDF形式に限る。

※6 証明資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

※7 提出された証明資料は、競争参加資格の確認以外に使用しない。

※8 提出された証明資料等は、返却しない。

#### 第7 入札参加資格事項等の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
2	指名停止の有無	大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。
3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	倒産手続等の有無	破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)。
5	関連会社等の参加	<p>本案件について、関連会社が入札に参加していないこと。 なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1)親会社と子会社の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>(2)親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。</p> <p>(3)協同組合等とその構成員(組合員)等の関係 協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。</p> <p>※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。 また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。</p>
—	—	—

#### 第8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第9の3(3)の通知の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができるものとする。なお、説明の請求は書面(様式自由)を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。 提出場所は、第3の1に同じ。
2	回答	1の書面を提出した者に対しては、認定委員会の議を経たうえで、書面により回答する。 なお、回答は1の請求期限の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に行うものとする。



## 別添

## 証明資料作成における注意事項

証明事項等		提出様式	注意事項
1 表紙		別記様式1	当該様式が添付されていない場合は、競争参加資格を満たしていないこととし、入札無効として取り扱う。 なお、紙媒体により提出する場合は、必ず代表者(委任者)印を押印すること。
2 企業に対する要件等			
	—	別記様式2	—
	—		—
	(1) 総合評定値(P点)		<p>第2の3の(2)に係る総合評定値(P点)について、別記様式2に記載すること。(審査基準日が平成25年10月1日～平成26年9月30日の間とするもので直近のもの。)</p> <p>なお、原則として、総合評定値通知書の写しの添付は省略できる。ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた場合は、合併(譲渡)時等経審に係るものとし、総合評定値通知書の写しを添付すること。</p> <p>また、当該様式が添付されていない場合(競争参加資格に係る事項について、記載されていない場合を含む。)及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は、入札無効として取り扱う。</p>
3 配置予定技術者に対する要件等			
	(1) 保有する資格等	別記様式3	<p>第2の2に掲げる要件を満たしていることが判断できるよう配置予定の技術者の資格等を別記様式3に記載すること。</p> <p>また、記載した事項について、競争参加資格を満たしていることが確認できるよう免許(監理技術者資格者証)等の写し及び健康保険被保険者証の写し等を添付すること。</p> <p>なお、当該様式が添付されていない場合(競争参加資格に係る事項について、記載されていない場合を含む。)及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は、入札無効として取り扱う。</p> <p>実務経験証明書(建設業法施行規則第三条様式第九号に準じる)は証明印のあるものに限る。</p>
	—		—

(2) 複数の技術者を記載する場合	—	<p>配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することもできる。</p> <p>ただし、記載した技術者が公告第2の2に掲げる要件を満たしていない場合、若しくは、満たしていないことが確認できない場合は、配置予定の技術者として認めないものとする。</p> <p>同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、入札後に配置予定の技術者が配置できることとなった場合は、開札予定日時(低入札価格調査を行う場合は落札決定の前)までに発注者に対し、その旨を記した書面(任意様式)を提出(開札後の書面提出は受け付けない。)すること。</p> <p>なお、この場合の入札は無効扱いとする。</p> <p>また、前記書面を提出することなく、落札(予定)者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合(病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。)は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。</p>
-------------------	---	--

証明事項等	提出様式	注意事項
4 本店等所在地		
(1) 建設業法に基づく本店等の所在地	—	<p>下記5の総合評定値通知書の写しにより、本店所在地を確認する。</p> <p>なお、通知後、所在地に変更があった場合は、当該事実が確認できる資料(建設業法第11条の規定に基づく変更届出書写し等)を併せて提出すること。</p>
5 建設業法に基づく経営事項審査		
(1) 有効な経営事項審査等	(別記様式2)	<p>開札予定日現在で有効な経営事項審査を受けていることを確認するため、直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を別記様式2に記載すること。</p> <p>なお、原則として、総合評定値通知書の写しの添付は省略できる。</p> <p>ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者は、「総合評定値通知書の写し」を提出すること。</p>

※本案件に係る競争参加資格の確認については、公告等で明示したものを除き、原則として、開札予定日を基準として判断する。

## 競争参加資格証明資料の提出について

大分県竹田土木事務所長 野口 孝則 殿

住 所  
 商号又は名称  
 代表者 氏名

(電子入札システムにより提出する場合、代表者印は省略可)

公告日: 平成28年3月8日工事名: 平成27年度 交付地改竹第4-4号 道路改良工事

上記工事に係る競争参加資格証明資料及び技術資料を下記のとおり提出します。

なお、公告に掲げる資格要件を満たすこと並びに資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

証 明 事 項 等 (公告第2に係る競争参加資格)	提出様式名	添付資料
1 企業に対する要件等		
—	<input type="checkbox"/> 別記様式2	—
—		<input type="checkbox"/> ・合併等に該当しないため添付省略 <input type="checkbox"/> ・総合評定値通知書の写し(審査基準日がH25.10.1～H26.9.30の間で直近のもの。)
(1) 総合評定値(P点)		
2 配置予定技術者に対する要件等		
(1) 保有する資格等	<input type="checkbox"/> 別記様式3	<input type="checkbox"/> ・免許(監理技術者資格者証)等の写し <input type="checkbox"/> ・健康保険被保険者証の写し等 <input type="checkbox"/> ・その他( )
—		—
3 本店等所在地		
(1) 建設業法に基づく本店の所在地	—	<input type="checkbox"/> ・本店の所在地変更、合併等に該当しないため添付省略 <input type="checkbox"/> ・直近の総合評定値通知書の写し <input type="checkbox"/> ・建設業法に基づく11条の変更届出書の写し <input type="checkbox"/> ・その他( )
4 建設業法に基づく経営事項審査		
(1) 有効な経営事項審査等	(別記様式2)	<input type="checkbox"/> ・合併等に該当しないため添付省略 <input type="checkbox"/> ・直近の総合評定値通知書の写し <input type="checkbox"/> ・その他( )

※提出する様式名及び添付資料について、□に✓(又は■)を記入すること。「その他」の場合は、資料名称についても記入すること。)

なお、原則として、「総合評定値通知書の写し」の提出は省略できる。

ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者は、「総合評定値通知書の写し」を提出すること。

企業に対する競争参加資格等

会社名:

---

**(1) 総合評定値(P点)**

土木一式工事に係る総合評定値(P点)を記入すること。

ただし、審査基準日を平成25年10月1日から平成26年9月30日とする総合評定値通知書のうち直近のもの。

※総合評定値(P点) 点

**(2) 有効な経営事項審査等**

直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を記載すること。

①通知年月日:(平成 年 月 日)

②審査基準日:(平成 年 月 日)

## 配置予定技術者に対する競争参加資格等

会社名: \_\_\_\_\_

## (1) 配置予定技術者の資格等

第2の2に掲げる競争参加資格に留意のうえ、配置予定技術者の資格等について記載すること。

配置予定技術者の 氏名及び雇用年月日	主任(監理)技術者:	氏名				生年月日	年 月 日
		雇用年月日	年 月 日				
法令による資格・免許	資格: 名称			取得年		登録番号	
	—	—	—	—	—		
—	—						
—	—	—					
	—	—					
	—	—					
	—	—					
	—	—					
	—	—					
	—	—					
—	—	—					
	—	—					
	—	—					
	—	—					
	—	—					
	—	—					

※配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載する場合は、技術者ごとに作成すること。

## 入札に当たっての注意事項

- 1 紙入札で参加する場合は、次の各号に注意すること。
  - (1)事前に発注者の承認を得ること。※詳細は、大分県電子入札運用基準による。
  - (2)代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状(別紙様式)を提出すること。
  - (3)代理人が入札する場合は、入札書に代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押すこと。
- 2 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
  - (1)公告に示した競争参加資格要件を満たしていない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
  - (2)競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
  - (3)同一の入札について、二以上の入札をした者の入札
  - (4)同一の入札について、二以上の入札者の代理人となつた者のした入札
  - (5)入札金額の訂正に訂正印のない入札
  - (6)入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定し難い入札
  - (7)入札金額内訳書取扱要領第7に掲げる審査基準に該当する場合
  - (8)郵送による入札
  - (9)関連会社が参加している者のした入札  
なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。
    - ①親会社と子会社の関係  
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
    - ②親会社と同じくする子会社同士の関係  
親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。
    - ③協同組合等とその構成員(組合員)等の関係  
協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。
- ※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。  
また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが落札候補者となつた場合は、次順位者を落札候補者とする。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札者は入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 5 入札後、配置予定技術者の配置が困難になった場合等で入札参加者としての資格を満たさなくなった場合は、  
開札予定日時までに書面を持参のうえ、申し出ること(※入札は無効として取り扱う。)。  
なお、書面以外の方法及び開札予定日時後の申し出は受け付けない。
- 6 入札金額内訳書の提出
  - (1)入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した入札金額内訳書を提出すること。
  - (2)提出する入札金額内訳書は、入札公告で指定されたファイル形式(PDF形式)で保存されたものに限る。
  - (3)入札金額内訳書の作成に当たっては、「公告第4 入札金額内訳書の作成等」、「入札金額内訳書の作成上の留意事項」及び「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」に留意すること。

## 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格等について

県では、低価格入札による工事品質の低下及び下請企業や労働者へのしわ寄せ等を防止する観点から、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)と低入札価格調査制度における失格基準(以下「失格基準」という。)を設けており、算定式は下記のとおりです。

入札に当たっては、上記趣旨を踏まえて、見積りを行い、適正な施工が確保できる価格により応札してください。

### 記

#### 1. 最低制限価格及び調査基準価格算定式

$$\text{予定価格} \times \frac{\{(直接工事費 \times 95\%) + (\text{共通仮設費} \times 90\%) + (\text{現場管理費} \times 80\%) + (\text{一般管理費等} \times 55\%)\} \times 1.08}{\text{設計額}}$$

#### 2. 最低制限価格及び調査基準価格の適用範囲

予定価格の7／10から9／10までの範囲

#### 3. 失格基準算定式(低入札価格調査対象工事が対象)

$$(\text{直接工事費} \times 85\%) + (\text{その他経費} \times 65\%) \times 1.08$$

#### 4. 施行期日

平成25年7月1日以降、公告又は指名通知を行う工事から適用する。

※最低制限価格の取扱い及び低入札価格調査実施要領については、県庁ホームページからダウンロードできます。

## 委 任 状

今般都合により平成27年度 交付地改竹第4-4号 道路改良工事の入札に関する

一切の権限を(氏名) に委任しましたので、連署をもってお届けします。

平成 年 月 日

(受任者)住 所  
商号又は名称  
氏 名

印

(委任者)住 所  
商号又は名称  
氏 名

印

契約担当者

大分県竹田土木事務所長 野口 孝則 殿





## 【審査基準該当例(土木関係工事)】

発注業種: 土木一式工事 発注工種: 一般土木(河川改良工事) 入札金額: <b>2,480,000円</b> (税抜)		商号又は名称 <b>(株)</b> □ 代表者 氏名 ○	<b>【取扱要領第7の(1)】</b> 内訳書を、入札公告等で指定されたファイル形式(原則としてPDF形式が指定される)以外の形式で提出した場合、無効  ※発注者が、様式をExcelワークシート形式等で提供した場合であっても、必ず指定形式(PDF)に変換したうえで提				
工事名	平成27年度 ×××第1-2号 ○○川 河川改						
費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考		
本工事費				1,430,000			
1-築堤・護岸	1.00	式		1,430,000			
2-河川土工	1.00	式		1,430,000			
<b>【取扱要領第7の(5)①】</b> 工事工種体系における工種・種別(各階層)							
直接工事費				1,430,000			
<b>【取扱要領第7の(3)】</b> $① + ② + ③ + ④ =$ 2,510,000円と $⑤ = 2,480,000$ 円が不一致							
共通仮設費率分		1式		200,000			
共通仮設費計			②	280,000			
純工事費				1,710,000			
現場管理費		1式	③	600,000			
工事原価				2,310,000			
一般管理費		1式	④	200,000			
値引き				-30,000			
工事価格				2,480,000			
消費税相当額		1式		198,400	未記入であっても入札無効とはしません。		
工事費				2,678,400			
工事価格計			⑤	2,480,000			
消費税相当額計		1式		198,400	未記入であっても入札無効とはしません。		
工事費計				2,678,400			